

わが国の会計基準と国際的コンバージェンス

西川 郁生

企業会計基準委員会

要 旨

ASBJ の設立とこれまでの活動に触れ、ASBJ を取り巻く国際環境、特にコンバージェンスとは何かについての見方の変化を述べている。その上で、ASBJ のコンバージェンスへの基本姿勢を紹介し、コンバージェンスに向けた具体的な取組みである IASB との共同プロジェクトの開始から今日までの経過を報告している。

さらに、欧州で域外企業に対し、IFRS と同等の会計基準が求められることに伴い、日本基準の同等性評価に向けた今日までの ASBJ の具体的な取組みをコンバージェンスの関連領域として報告している。

最後に、IASB が新たな会計基準を模索する中で、今後の会計基準の方向性について日本の立場を記述している。

本稿は2006年9月22日国際会計研究学会第23回研究大会において行った統一論題報告を基に、当日言い足りなかったことを加筆したものである。9月の報告以来既に3ヶ月が経過しているため、その後の新たな状況を踏まえ、一部の可能な内容につき、最大2006年12月中旬現在までアップデートしている。

なお、私は現在、企業会計基準委員会(ASBJ)副委員長の立場にあり、本稿においてはASBJの活動についての記述に多くを割いている。それだけに本稿の記述内容がすべて私の個人的見解であることを冒頭お断りしておきたい。

1. ASBJの設立とこれまでの活動

会計基準の開発は必ずしも学問ではないが、今日これだけ会計基準の国際的コンバージェンスが取りざたされる中で自国の会計基準を主体的に開発する意義については、いずれ歴史的な考察や評価がなされるものと考えている。また、現在ASBJを取り巻く環境はむしろ政治的といっているかもしれないが、なぜそういう状況に至ったかを考えるためにも、まずはASBJの設立まで遡りたい。

ASBJは、2001年7月、常設の民間組織¹⁾として設立され、会計基準を設定する役割を金融庁の企業会計審議会から実質的に引き継

いだ。²⁾2001年は国際会計基準審議会(IASB)が旧国際会計基準委員会(IASC)から改組され、常設組織となった年でもある。会計基準の国際化が一段と進む環境のもとで日本の国際戦略としてASBJが設立されたといっているだろう。

もっとも、わが国のいわゆる会計ビッグバンは、1996年頃から議論され、ASBJ設立時には、固定資産の減損会計と企業結合会計が企業会計審議会³⁾で引き続き議論されていたものの、連結会計の充実、金融商品会計、退職給付会計、税効果会計などは、既に適用開始されていた。その意味では、日本の会計基準がキャッチアップ段階をほぼ終えたところから、ASBJの活動が始まったといえる。

国際戦略という趣旨から、ASBJには国内基準開発に加え、国際的な会計基準の整備への貢献が目的として掲げられた。IASBとの関係においては、ASBJは主要なリエゾン国として意見交換する立場を得、企業結合会計や業績報告(現在、財務諸表の表示、とプロジェクト名を改称)等のIASBの基準開発プロジェクトに意見発信してきた。ASBJから発信する意見は、自らが設定主体である以上、国内基準開発と首尾一貫した論理となるよう心がけてきた。

設立以降2006年9月下旬現在、ASBJでは10個の企業会計基準、12個の適用指針、21個の実務対応報告を公表した(改訂数は除く³⁾)。2005年以降では、会社法関連の基準

¹⁾ 実際には財団法人財務会計基準機構(FASF)の内部組織である。財団には管理運営に関連して理事会、評議員会、監事がおかれ、それらとは独立して委員会がある。

²⁾ 企業会計審議会によって公表された企業会計の基準は財務諸表等規則等で一般に公正妥当なものと認められているが、企業会計基準委員会が公表するものには該当する規定がなく、基準ごとに金融庁が承認するという運用をしている。

³⁾ その後2006年12月中旬までの累計では、企業会計基準11個、適用指針13個、実務対応報告22個を公表している。

⁴⁾等を公表し、現在は金融商品取引法下の四半期財務報告制度を前提とした四半期会計基準等の公表に向けた審議を進めている。これらASBJとして多大なエネルギーを注いだ、或いは注ぎつつある基準等は、一般には国内の諸制度への対応と位置付けられる。といっても、本稿のテーマである国際基準とのコンバージェンスは全ての国内基準開発に関わってくるものであるため、国際的なコンバージェンスと切り離せる内容の基準等はないといってもいい。

ただ、本稿はその趣旨から、ASBJの活動のうちコンバージェンスへの取組みとして明確に位置付けているものに焦点を当てて整理している。

2. コンバージェンスとは何か —ASBJを取り巻く国際環境—

コンバージェンスという言葉がIASBの改組によって新たに定款に記載され、広く使われ始めたときは、世界の会計基準を単一のものにするというIASBの理念をさすものであってそれ以外の幅を持つ解釈は認めないように伝えられた。単一の基準を目指すといってもその段階では、殆どの先進国で独自の基準開発が行われており、それを止めさせる力がIASBにあったわけではないから、理念と現実の関係が必ずしも明確ではなかった。

しかし、国際財務報告基準(IFRS)が欧州など明確な市場を持つに至った後は、米国市場でのIFRSの調整開示なしの利用というEUの現実目標を、IASBが共有していることから、⁵⁾実質的な相互承認を可能とする程度まで基準を相互に類似化するプロセスであるという解釈を否定できなくなった。少なくとも米国基準の国際市場での地位を考えると、世界の会計基準が、簡単には単一にならないことは明確である。

その間、欧州の主要な諸国の基準設定主体の役割は大幅に縮小し、豪州も欧州と同様、主体的基準開発を自ら放棄した。途上国はもともと市場が未整備であり、会計基準も自国で主体的に開発するより国際基準を受け入れた方がコストが少ないということは明白である。これら途上国を欧州諸国とともにIFRSの受入国と呼ぶとすると、主要国の中で自国の会計基準を堅持している日本は、米国とともに数少ないコンバージェン国となった。なお、中国もコンバージェン国と自ら位置付けている⁶⁾ものの、現段階では受入国に近い実態といっただろう。

世界中で受入国が数の上で圧倒的多数を占め、⁷⁾また、コンバージェン国自身もIASBの活動を支援し、その国の基準設定主体もIASBの基準開発活動に貢献している中で、コンバージェン国はなぜIASBの成果物を直接的に利用しないかを説明しておく立場にあるだろう。

その点では、米国であっても日本と同様の

⁴⁾ 広い意味では企業結合会計基準関係の適用指針やストック・オプション会計基準等も会社法との関連といえよう。

⁵⁾ IASBの前身であるIASCでは、各国企業が海外資金調達をする際に、どこの国においてもIASがそのまま受け入れられることを目標としていたが、現実的なターゲットはそのままの受け入れに最も消極的だった米国市場にあった。

⁶⁾ 中国はコンバージェンスと「基準が同一であること」とは異なると明言している。その一方、現段階で特定の会計処理に関する明確な独自性の主張は明らかではない。

立場といえる。これについては、以前 SEC のタファラ国際部長が EU とのロードマップに関するスピーチの冒頭において、20 世紀初頭からの米国資本市場と会計基準の歴史に触れ、SEC に究極の責任を置きつつも FASB が会計基準の開発を行う現在の体制について背景説明をしている。その発言の趣旨は、米国が IASB の活動を支持しながらも、その一方で国内基準開発を今後も続けていく必要性を示したものと受け取れる。米国市場の大きさだけから必要性が導かれるのではなく、歴史の風雪を経た高品質な国内会計基準が国内の厳格な市場管理と関連していることが求められるというものであろう。その立場からは、国際基準が内容、詳細度⁸⁾において米国基準に比肩しているかを判断するという姿勢である。

日本は米国ほどの圧倒的な影響力を持つ国ではないが、3 極に近い大きな資本市場⁹⁾を有し、また適用の長い歴史があり、かつ、国際的に遜色のないレベルの会計基準を有する国である。そのような国の会計基準が、一方で国内の主権（法制度や市場管理）との関係を持ち、他方で国際的コンバージェンスを目指す中で、海外も含む相当規模の資本市場で使われるということであれば、国際化した経済社会の中で存在価値があるという考え方が成り立つ。

このような整理は資本市場に焦点を当てた

見方であるが、それは次に述べる ASBJ のコンバージェンスの基本姿勢にも通じるものである。

3. コンバージェンスに関する ASBJ の基本姿勢

ASBJ はコンバージェンスについての基本的な姿勢について、2004 年 7 月に公表した「企業会計基準委員会の中期的な運営方針について」に、国際的な会計基準の動向への対応方針として明記している。そこでは、高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスという目標は、市場関係者に利益をもたらすものとして積極的に賛同している。次に、それを達成する過程では、基準設定主体が基準間の差異を可能な限り縮小した上、使う側が選択できる少数の基準を世界の主要な資本市場で並存させ、市場参加者の評価と選択を通じてさらにコンバージェンスを図るべきものと考えた。その観点から世界各国の基準設定主体と緊密な関係を構築し、IFRS が真に高品質な基準となるよう貢献することとうたった。IASB とのコンバージェンスに向けた共同プロジェクトは中期運営方針の公表時にはまだ意識されていなかったが、ASBJ においてはこの姿勢が現在においても堅持されている。

⁷⁾ これら受入国を巡ってどのような問題があるかは無論本稿の領域外であるが、途上国からは実質的に必要な中小企業会計基準完成の要求、作成側からは IFRIC を中心とした解釈の欠如の解決、IFRS による各国からの財務諸表を受け入れる側では同一ブランド（IFRS という）における表面化されない中でのレベル（或いは解釈）の違いへの対応といった問題が挙げられている。

⁸⁾ 詳細度の問題は、総論的には米国もプリンシプル・ベースへの移行の方針であるが、現状では米国がルール・ベースの極にあり、IFRS がプリンシプル・ベースの極にあるといえるかもしれない。

⁹⁾ 世界のグローバルな資本市場が 3 極であるか 2 極であるかは見方の違いに過ぎず、どちらが正しいということがいえるものではないのは当然だろう。

4. IASB との共同プロジェクトに関する ASBJ の具体的な取組み

IASB との共同プロジェクトは、中期運営方針公表直後、2004 年 7 月に IASB のトゥイーディー議長から提案された。その後、同年 10 月トゥイーディー議長と共同プロジェクトの進め方について協議した。そこでは、共同プロジェクトは対等の立場で行われ、どちらの基準が優れているかは双方の概念フレームワークに基づいて判断することとし、概念フレームワーク自体のコンバージェンスは双方合意の時点からプロジェクトに乗せることとした。両者による合意は両者のそれぞれのデュープロセスを代替するものではないことを確認した上、当初はプロジェクトを軌道に乗せるため、扱いやすいテーマからフェーズに分けて逐次に着手する方針をとった。そのようなアプローチをフェーズド・アプローチと呼んでいる。ここでは、IASB と FASB の間で検討中または検討予定のものや、フレームワークの違いに起因する基準の差異、市場の評価がまだない新基準、法制度などの制約のあるもの等は後に回して、比較的早期に目に見える成果が期待できるものから着手した。

2005 年 3 月の東京での第 1 回の会議以降、東京とロンドンで年 2 回のペースで会議を続

けているが、協議の結果を踏まえ、棚卸資産の評価、関連当事者開示、在外子会社の会計処理の統一、セグメント情報、投資不動産が当初の対象項目に挙がった。前三者については既に現段階で国内的な成果（最終公表物）に至っている¹¹⁾。

2006 年 3 月東京での第 3 回会議で、基準の違いのすべてを短期と長期の課題に分類し、長期のものについても優先度に従って短期のテーマと同時に着手する、新しいアプローチに合意した。このアプローチの特徴は、プロジェクトの全体像や進捗が透明になることに加え、解決の道筋が見える短期項目に比べ、その道筋が必ずしも見えていない長期項目についても着手可能なものから早い段階で研究等を開始するという趣旨がある。

このアプローチは全体像アプローチと呼ばれる。短期項目には、資産除去債務、工事契約、一部金融商品の公正価値開示¹²⁾が加えられるとともに、差異のあるものは短期か長期かに分類される全体像アプローチの趣旨から、リース会計も自動的に短期項目に加わることとなった¹³⁾。長期項目で、研究を開始するものとして過年度遡及修正、無形資産等が挙げられた¹⁴⁾。

IASB は 2006 年 2 月に FASB と MOU を作成して¹⁵⁾おり、FASB と共同で開発する短期統合化項目以外の 11 項目¹⁶⁾についてトゥイーディー議長は日本の協力を要請した。

¹⁰⁾ 概念フレームワークが明示的に存在しない場合は、基本的考え方によることとした。

¹¹⁾ 具体的には企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（2006 年 7 月）、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」（同年 10 月）及びその適用指針、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（同年 5 月）である。

¹²⁾ 資産除去債務は、資産除却時に多額の債務が発生する資産については、除却コストを見積り、その現在価値を資産の原価に追加するというものである。工事契約は、工事進行基準と完成基準の選択を止め、一定の場合に工事進行基準を強制する方向である。また、金融商品の公正価値開示は時価会計の対象外となる貸付金等の金融商品について時価の開示を求める内容である。

2006年9月のロンドンでの第4回会議では、両基準の差異の確認、両ボードの作業計画（後述する作業計画表）の確認とともに、日本が討議資料として未確定の状態にある概念フレームワークを完成させる計画が確認された。

またIASB側からは、ASBJが実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の中で、当面の取扱いによった場合、最終的にIFRSや米国基準を日本基準¹⁷⁾に含める中で求められる6項目の修正事項¹⁷⁾について今後検討するという提案があった。これらについては、差異が発生している意味が区々であり、それによって解決の方向も区々であろうが、引き続き議論していくことは全体像アプローチの下では当然のことと考えられる。

また、世界最大かつ最先端の資本市場を持ち、世界の会計基準を実質的にリードする米国財務会計基準審議会（FASB）とも、代表者定期会合を2006年5月の東京会議から開始した。11月にはノーウォークで第2回会合を持ったところである。

日米設定主体の両ボードは、それぞれIASBとのコンバージェンス・プロジェクト

を進めている。その一方で両ボードは国内問題の解決にも不断に直面している。そのような責務の共通性があるせいか、2回の会議を通じて両者は共感しやすい関係にあることを感じており、この会議についても年2回の定期開催を予定している。

5. 同等性評価に関するASBJの具体的な取組み

EUでは域内の上場企業にIFRSを強制するのにあわせ、EUに上場する域外企業にも、2007年（当初予定の2005年から延期したもの）からIFRSまたはIFRSと同等の基準に基づく財務報告を求め、日米加の第三国基準について同等性の評価を進めた。2005年7月には、欧州証券規制当局委員会（CESR）が日本の会計基準については、米国やカナダの会計基準とともに、総体としてIFRSと同等と評価した。なお、主要な基準の違いについてそれぞれの国の基準での開示については補完開示を求めることとし、日本基準¹⁸⁾については、26項目の補完項目が挙げられた。

しかし、その後、米欧の間では2009年までに補完開示を撤廃する方向での当局合意が

¹³⁾ フェーズド・アプローチの時代には日本独自の既存のプロジェクトでその結果がコンバージェンスに資することとなるもの、という範疇があり、リース会計は、ストック・オプション会計、貸借対照表純資産の表示、株主資本等変動計算書等とともにそこに位置付けられていた。なお、新株発行費の扱いも第1フェーズに加えられていたが、FASBがこれを費用処理する暫定合意をしており、IASBも同調する可能性があることから、ASBJ側は事態を静観することとしている。

¹⁴⁾ 全体像アプローチにおける長期項目と短期項目については、季刊会計基準第13号25頁に示されている。

¹⁵⁾ 両者は2002年9月のノーウォーク合意でコンバージェンス・プロジェクトを開始したが、2005年SEC議長ドナルドソン氏とEUコミッショナーのマクリービー氏がいわゆるロードマップの内容に合意し、2009年に差異調整を廃止する目標を掲げたことを踏まえ、MOUにおいて差異項目と達成すべき事項をまとめた。

¹⁶⁾ その時点で議題となっている7項目（企業結合他）と議題に挙がっていない4項目（認識の中止他）からなる。

¹⁷⁾ これらは、のれんの償却、数理計算上の差異について純利益を通さない処理の修正、開発費の費用処理、投資不動産の時価評価と固定資産の再評価の戻し、会計方針変更に伴う遡及修正の戻し、少数株主損益の純利益からの除外である。

あり、その影響で域外企業の同等性基準の要求もさらに適用が延期されることとなった。ASBJにとって短期的な最優先課題は、延期されている欧州の同等性評価に備えて、CESR から求められた補完開示項目の解消ないしは縮小を図ることが挙げられる。同等性評価に関する交渉は金融庁が当事者であるが、技術的な後方支援はASBJの役割であると認識しているからである。また、コンバージェンスの加速は同等性評価と結びつけて国内的合意を得ているところである。2006年7月、企業会計審議会企画調整部会から公表された意見書において求められたいわゆる工程表については、ASBJはプロジェクト計画表として同年10月半ばに公表したところである。

6. プロジェクト計画表の概要

2006年1月、ASBJでは「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて—CESRの同等性評価に関する技術的助言を踏まえて—」を公表している。ここで既に26項目について現状と2008年時点での見通しを示している。2006年10月に公表した「わが国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について—EUによる同等性評価を視野に入れたコンバージェンスの取組み—」に含まれるプロジェクト計画表は、その性格上、金融庁によってEU各方面との交渉にも利用される場合があることを前提に、

1月の公表物に詳細な日程観を付加したものとして作成されている。

中でも補完計算書項目は、最も対応に配慮する必要が生じる項目である。その中で企業結合における持分プーリング法の扱いがまず注目を集めるところとなっている。これについては、2つの見通しがある。1つは、持分プーリング法の適用は、日本の会計基準がIFRSと異なる最大の差として、象徴的に語られるものであって、これをそのまま残すことは、日本基準の評価上大きなリスクとなるという見方である。この極にあるのが、仮に持分プーリングについて補完計算書項目と位置付けられても、企業結合をする企業は限定的であり、また、持分プーリング法が適用される局面はさらにその中でも稀であって、個々の企業ごとに開示項目が判断される中であって、欧州調達企業だけが、持分プーリング法を採用しないように工夫をすれば、¹⁹⁾基準上の考慮など不要であるというものである。いずれにしても、企業結合会計基準は2006年4月開始事業年度以降から適用された新しい基準である。このような適用間もない基準を評価するのは、実務の蓄積がないため、困難を伴うが、時間が限られていることもあって、その時間軸の中で、調査研究プロジェクトを起こし、一定の方向を出すことを検討することとした。

次に、SPEの連結問題があるが、これは米国とIFRSが根本的に異なる領域でもあり、IASB自身が再検討を進めている領域で

¹⁸⁾ 26項目は3つの補完計算書項目9個の開示B項目、13の開示A項目、1つの今後の作業からなる。補完計算書項目は仮定計算による要約財務諸表作成を要し、開示Bは定量的影響の開示、開示Aは既にある開示を補強する定性的或いは定量的情報の開示をそれぞれ要する。なお、米国は合計19項目カナダは14合計項目の補正を求められている。日本基準の26項目のうち、16項目は米国と共通である。

¹⁹⁾ 現行の企業結合基準では議決権基準とその他の実質基準は2段階になっており、仮に議決権がほぼ半数と判定されても他の要素の差を厳格に判断すれば持分プーリング法でなく、パーチェス法を採用することとなる。

もある。ASBJでの検討は特別目的会社専門委員会を中心に行われているが、そこでは開示の充実を短期的課題とし、連結範囲に関しては中長期的課題として、検討中である。同等性評価の時間軸では、短期的課題が解決される見込みであるが、この成果は相当高い評価が得られるものと考えている。

もう一つの補完計算書項目である在外子会社の会計方針の統一は既に解決済みであるが、関連会社の会計方針の統一が積み残されているのが問題であるという見解がある。これについては、子会社と違い、連結会社が支配していない関連会社については、方針統一のための十分な協力を得られないことが考えられるという趣旨から実務対応報告18号の対象外とした経緯がある。しかしながら、実務的には多くの場合重要性のないことが多い問題であるので、規則的にも、何らかの工夫が可能ではないかという意見もあり、今後その点を研究することとしている。

7. 会計基準の今後の方向性

本当の意味でのコンバージェンスの困難性は、短期コンバージェンス項目や同等性評価の指摘項目に代表されるような現時点における基準の差異にあるのではなく、IASBの今後の基準開発においてIASBが現行基準から乖離していくことで生じる将来的な潜在的差異にあるという指摘があり、それは当を得ていると考える。

欧州委員会のマクリービー委員はあるセミナーで、コンバージェンスは革新的な新基準を志向するのではなく、現実のビジネスに根ざし、現在の基準間の差異を縮小すべきであると発言している。全く新しい基準を開発することで域内において消化不良を起こさせない

ようにしたいという趣旨と考えられる。市場でのベストプラクティスを踏まえる考え方はASBJが発足以来貫いてきた考え方とも合致する。このような考え方は単に保守的ということではなく、もともと市場での利用目的が変わらない中では、市場参加者の理解の下に基準の変革が行われていくことが必要と考えるものである。ただ、IASBのボードメンバーがこの考え方に同意しているかわからないし、同意していても何が革新的な基準かでは意見がわかれる可能性がある。

IASBの基準開発の傾向を見ると、貸借対照表において資産負債を、より現時点の価値(時価的なもの)で評価することが、財務情報の質を上げるという信念を感じる。ここまではいいが、さらに原理的になると、資産負債の評価の結果、仮に損益計算書に相当するもののボトムラインが業績という観念から説明しづらいものとなっても、それは、投資家が情報を選別して価値判断すればよいことで、会計基準は預かり知らぬということになりかねない。

IASBとFASBの共同プロジェクトである「財務諸表の表示プロジェクト」では、長期的に包括利益概念のみを残し、純利益を廃止することを暫定合意した。短期的には純利益の名称は外しつつも、その他包括利益概念やリサイクルを残すということで、必ずしも今後の方向は透明ではないが、長年業績のボトムラインと位置付けられてきた純利益の廃止に向けたボードメンバーの多数の執念を感じる。

しかし、投資家の投資価値推測に資するという視点に立つと、純利益の有用性は否定しがたい。投資家は投資価値の推測を、企業の将来キャッシュフローを予測することで行うが、将来キャッシュフローに見合う実績のキ

キャッシュフローはキャッシュフロー計算書のキャッシュの純増減よりも損益計算書の純利益といえるからである。²⁰⁾

概念討議資料では、純利益は資産負債の変動額のうち、リスクから解放された投資の成果と意義付けられている。そこでは、企業が自らの事業努力で超過リターンを求める事業投資については、現実となった投資の成果（修正キャッシュフロー純額或いは純利益）²¹⁾を捉え、自らの努力によって事後のキャッシュフローが変わらないような金融投資については公正価値の変動（将来キャッシュフローの一般的な予測の変化）²²⁾が投資の成果と考えられている。

純利益を排除する暫定合意はおそらく世界

中の多くの市場関係者を当惑させるものと考えられる。ASBJは、世界から孤立してまで頑迷に自己の主張を続けるべきではないが、市場関係者の多くの支持があれば、有用な情報をわざわざ排除することに反対せざるをえない。日本では経済界がいち早く純利益は意思反対を唱えているが、そもそも投資家にとって必要な指標であることが理解されるべきであろう。

コンバージェンスは、会計基準設定主体間の統合に向けた努力であるが、それが市場の声を反映した高品質な基準に向けた動きとなるようASBJは意見発信を続けていくこととなる。

²⁰⁾ 設備投資の年度ごとの変動がそのまま反映されるより減価償却を通じて反映された方が成果としての意味での有用性が高いことや、売掛債権等の発生情報が含まれることによってより早い成果情報が得られること等が考えられる。予測対象である将来キャッシュフローもそのような成果を想定しているものと考えられる。

²¹⁾ 本稿本文では取上げないが、のれんの償却の是非についても、買収が事業投資である限り、投資対象を構成する土地以外の事業資産は償却するのが投資の成果計算においては自然なことといえる。

²²⁾ 金融商品の全面時価会計と金融投資の時価会計は対象範囲が異なることになる。